

令和元年度第2回補助金等審議会 会議録

日 時：令和元年9月24日（火）13時30分～15時00分

場 所：伊予市庁舎4階大会議議室

出席者：東渕則之会長、太田響子委員、佐藤清志委員、佐藤宏美委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（空岡・岡井・向井）

1 開会

会議の成立を確認した。

2 議事

（1）第1回会議録の確認

前回は、委員へ委嘱状の交付を行い、会長及び会長職務代理の選出を行った。補助金等に関する基本事項として①伊予市総合計画の概要②伊予市の財政③補助金の内容について説明した後、審議会日程や審議手法について協議した。また、審議会の会議録の公開、傍聴の可否についても協議した。

（2）平成30年度補助金に関する調査結果一覧について

検討資料1「平成30年度補助金に関する調査結果一覧」及び検討資料2「補助金に関する調査結果関係資料」を基に説明

（事務局）

検討資料1の1ページに前回の審議会以降の取組を記載している。今回の審議に当たり、何らかの見直し検証シートを作成する必要があると前回説明した際、委員から担当部、担当課の思いの分かる仕組み、また必要性や公益性、有効性が把握できるもので全体像の検討ができるようになると良いとの意見を受け、事務局で新たな調査シートを作成の上、平成30年度の伊予市補助金等の調査を行うこととした。

検討資料2の1ページ及び2ページがその調査表であり、3、4ページが今年度から当室が取り扱っている補助金を例示したものである。決算状況一覧表を添付し、各課から漏れがないよう調査に取り組んだ。

財政課が予算コードとして管理している109事業について調査した結果が、検討資料1の1ページの2. 調査結果である。対象補助金数は151となっており、42補助事業が1つの予算コードに複数の補助事業が含まれているということである。最大で6補助事業が含まれていた。表は部単位で白黒反転しており、所管課としては農業振興課が補助金数30件、178,849千円と群を抜いた比率となっている。部単位では産業建設部が全体の70.3%、市民福祉部が19.2%を占めており、この2部でほぼ9割近くの補助金が出ている。

2ページに検討資料1の調査結果の見方を記載している。調査は検討資料2のシートを用いているが、結果を全て羅列すると多岐にわたるため、この一覧表では1つの補助金に対し、4ページ（見開き2ページ）を単位として表記している。最初の2ページに補助金の基本項目、残り2ページに所管課の考え方と平成18年伊予市補助金等の見直し基準のうち、廃止基準・縮小基準に該当しうるものを○（黄色着色）で表示している。例えば廃止②「社会情勢の変化により、事業の効果が薄れているもの」は、所管課の考えにある必要性・公益性・有効性・公平性のいずれかが「やや低い」と判断されているものをピックアップしている。廃止⑤「10年以上にわたり継続している団体育成補助」では、10年以上出している補助金のうち、所管課が団体補助と報告しているものを挙げている。検討資料1の2ページ下段で黄色に着色していない項目が、今回の調査では判断しかねる項目となっている。

今回廃止・縮小項目に該当する補助事業は89事業に上っており、これらが直ちに廃止、縮小となるものではないが、平成18年補助基準で言うところの廃止、縮小しなさいという項目に該当しているため、委員のご意見もいただきながら、一つの基準として提案することは可能かと考えている。昨年度の補助金の現状がこのようになっていると理解いただきたい。

あくまで感想の域であるが、各補助金の2ページ目の「補助金を廃止した場合の問題点」、3ページ目の「必要性・公益性・有効性・公平性」に担当課の思いが詰まっているように思う。

(会長)

事務局から平成30年度補助金に関する調査結果についての説明があった。これに関し、ご意見等はないだろうか。

(委員)

質問がある。検討資料1の2ページの縮小の項目①から⑤までである。その①「毎年多額の剰余金又は積立金が生じている」という表現があるのだが、多額というのは具体的にどれくらいの金額なのか。参考までに教えてほしい。

(事務局)

具体的な数値は決まっていない。翌年度の繰越額が当年の補助金額を超えているもの、剰余金や積立金など、その事業を実施するのに必要な補助額を優に超えている団体や、1年間団体が運営する以上の金額を持っているなど、この調査結果一覧の項目からは判断できない形になっているが、調査において補助額を上回る繰越がある団体について、多額の剰余金があると判断した。

(会長)

確認であるが、そのような運用ルールがどの部局のどの補助金においても、そういう観点でチェックされていると考えてよろしいか。

(事務局)

原則として、この平成18年度の見直し基準に基づいて各課がそれぞれの項目に照らし合わせてやっていただきたいということである。第1期の補助金等審議会は、実際に委員に審議いただいた上でやっていたのだが、実際は、そのフィルタは働いていないのが現状とご理解いただければと思う。第1期の検証では、繰越金があまりにも多い団体に対し補助金を止めた事例はある。

(会長)

なるほど。ほかにご意見、ご質問はあるだろうか。

(委員)

この議題でお聞きするのが正しいのかどうか。今後補助金を見直していく上でたたき台となる資料だと思う。たたき台の資料を考えていく上で各課に一回投げたと。その各課から上がってきた自己評価のバランスが必ず取れていないところがあるという気がした。具体例を出してよろしいか。

(会長)

お願いしたい。

(委員)

私も事業が無駄だと決め付けているわけではない。公平性をざっと見ている中で気になる点があり、こう評価するのかと思ったのが、57伊予市双海町漁業協同組合女性部対策事業費補助金（団体補助）の25ページ、公平性の説明である。公平性は「やや高い」となっているのだが、漁協婦人部に対する補助金であると、公平性を考えたときに「補助金の性質から対象者は特定されていることから、公平性は保たれている」と。これはいかがなものか。58伊予市双海町漁業後継者対策事業費補助金などその後いくつか同じ内容がある。特定されているから公平性は保たれているというロジックはどうなのか、なぜこういう見方をされているのかと思ったら、先ほど説明で記載例を用意されていた。検討資料2の10ページ、伊予市地域おこし協力隊起業支援補助金の公平性の説明で、補助金の性質から「対象者は特定されていることから公平性は保たれている、また審査委員会を通し、適正・公平に決定している。」という記載があるので、この記載例を持ってきたのかなと分かった。地域おこし協力隊というのは、広く募集した結果、地域おこし協力隊をやってみよう。その人たちが活動する起業支援に補助を出すという話なので、特定のとか既存のとか、何て言うのだろうか、組織の人たちに補助金を与えるというのは、他団体と比べて公平かどうかという話であって、こういう表現の仕方はどうなのかと。この公平性にクエスチョン（やや低い）が付けば、廃止②の該当項目になるのかなと思った。

(会長)

ありがとうございました。それぞれの部局が記載されていることに関して、事務局で何かお聞きになられた、あるいは相談を受けられたということはあるだろうか。今のご意見がごもっともだと思うので、その辺り補足情報があればお願いしたい。

(事務局)

事務局では、それぞれの内容に関し再確認はしていない。確かにおっしゃるとおりであり、特定される経緯が全く異なることから、注意しながら進めたいと思う。

(委員)

初めてのシートなので、各課でばらつきが出てくるのはしょうがないことと思う。今の説明で理解できた上で、今後補助金の見直しをしていく際、そういうばらつきがあることを踏まえて、今後の進行にもよるのだが、この100いくつかの補助事業の中で、ここの会議で検討するものが、シートの廃止や縮小（黄色い網掛けになっている所）の多いものを個別検討していく流れになるのであれば、少しその該当数の幅を広く広げてはどうか。例えば3点のものだけに絞るのではなく、2点以上のものとして、幅を持たせて考えないといけないかなという気がした。

(会長)

ありがとうございました。見直しに当たっては、この資料がそのままベースになると認識してよろしいか。

(事務局)

いかがだろうか。この内容が次の議事内容にも絡むので、差し支えなければそちらを先に説明させていただいてよろしいか。

(会長)

なるほど。とりあえず議事（2）に関して、ご意見がほかにあれば、それを賜った上で次に進めたいと思う。いかがだろうか。何かご意見はないか。感想でも結構である。

(委員)

よろしいか。これはたたき台のたたき台として、とりあえず記載していただいたと。基準も前回の18年のものに対して、現時点のものを出していただいたという理解であり、現時点ではこれはこれとして十分だと思う。

(委員)

これは、自己評価というか自己判断であるので、完全ではないとは思いますが、当初としてやはりたたき台にせざるを得ないのかなと思う。ただその中で自己評価以外の部分でもし気付いたところがあれば、それも取り上げる

形にせざるを得ないと思う。

(会長)

ありがとうございました。それでは、これをたたき台にするけれど、もう少し膨らませて、圧をかけるということで説明させていただければと思う。

(3) 今後の補助金等審議会の審議手法について

資料「伊予市補助金等の見直し基準」を基に説明

(事務局)

先ほど来、検討資料1において、いくつかの廃止・縮小の項目に該当する事業をピックアップした。具体的には、この見直し基準の5ページ「3 補助金等の見直しに関する基準」に「すべての補助金事業を検証し、以下のとおり、廃止・整理合理化・縮小・拡大の視点で見直しを行う。」とある。今回提示したのは廃止及び縮小であるが、調査結果から導き出される項目としては、この基準の中で僅かであったことが分かった。それ以外の項目については、どのように判断が下せるか。その点に関して再度所管課に調査を依頼してはどうかと考えている。先ほどの検討資料1において、黄色で着色していない項目は結論結果から導き出せないものであるので、所管課の考えを聞きたいと思う。つまり、見直し基準が例えば補助金申請時に行われているのか、それから実績報告に何かしらの表記があるのか、そういう書類で判断ができないと、これらの基準について、基準はあるけれど基準を判断する材料がないということになる。今後も基準を遵守するのであれば、それなりの仕掛けを置くべきと考える。

事務局としては、掲げている基準に対し、それぞれの補助事業を当てはめた場合、どれだけの基準が何をもって判断しうるのか、その一覧を作成したいと思う。形式的には廃止、縮小、整理合理化、拡大、それぞれについて、今の状況で判断できる〇×という自己判断的なものしかできないかもしれない。その一覧から、例えばどの補助金からもその判断ができないのであれば、取り除く。逆にどうしてもその基準は置いておくべきというのであれば、申請時ないし報告時に記載する仕組みをつくり、その判断ができる環境にする。そういう形で基準に線引きをしたいと考えている。今も一覧は出ているので、そちらについての委員のご意見を頂戴できればそれも出したいと思う。この見直し基準の全体像を把握した後に、新たな補助金等の見直し基準を策定する。その基準に従って所管課が判断するという形で、所管課に主観的に判断させる形で進めていけばどうかと考えている。

先の話ではあるが、皆さんにお示ししているたたき台の資料について、これはあくまでも一部分であり、実際に補助金がどういった流れになっているのかというと、補助金の書類申請から始まり、申請した補助金の概算払いを

する、若しくは後に申請する。それから実施後の実績報告が必ず上がっているの、そういう一連の資料を集めて、補助金の例として、皆さまにご提示する。実際補助金の流れや、どういう報告が出されているか、そういう実際の例を見ていただきたいと考えている。151事業を全て見ていただくのは時間もかかるし大変だと思うので、先ほど委員からおっしゃられた廃止、縮小が複数該当しているもの、こちらで把握している〇が2つ付いた事業が26、3つの事業が5つ、4つの事業が1つ、合計32事業ある。1つの〇が付いた事業を含めると89事業と全体の6割近くになってしまうので、事務局の考えとしては、この32事業に絞った形で申請書から実績報告まで、具体的な中身を集めて提示し、その中から事務局がピックアップし、代表的な例として紹介させていただいてはどうかと考えている。

(会長)

ありがとうございました。事務局から今後の補助金等審議会の審議手法について説明があった。これに関して、何かご意見等ないだろうか。

(委員)

先ほど2点提案があったのだが、最初の見直し基準の見直しについては、資料5ページの廃止と縮小についてどう考えるかを見直すという説明であった。十分理解できなかつたのかもしれないのだが、今回各課に配布した調査シートで回答を得たと。その調査シートの内容で見直したものの、検討資料1の2ページの整理と縮小で言うところの、例えば廃止の1、3、4、6、8、9、10が調査シートからは判断できなかつたので、もう一度各課に投げかけるといふことだろうか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(会長)

ありがとうございました。順番としては、そこが最初ということだろうか。

(事務局)

お見込みのとおり。伊予市で定めている基準がこれしかないの、その基準に照らし合わせができるかどうか、今回示している資料は、全体の把握にはなるのだが、基準に該当するかどうかは、恐らく各課も考えていないし、そこまで細かな内容ではないと思う。これらの基準に照らし合わせて判断しなさいといつても、どこを見たらできるのかと聞かれても難しいので、まずは現状を全て把握し、もう一度線引きをし直す。絶対に確認すべきものは、補助申請のときに出してもらおう。例えば目的を持って補助を求めるのであれば、どういう目的か具体的に書いてもらい、それが達成できるかできないか、そういう検証ができるように昇華できればと考えている。

(会長)

そうすると補助金の種類にもよるかもしれないが、各部局によって、思いが違った形で補助金の審査が行われているのが現状ということか。何か統一の基準がしっかりあって、それに照らして判断し、これは出す、これは出さないと決まっている、そういうものではないと考えてよろしいか。

(事務局)

ご指摘のとおりであり、今回示している基準は、平成18年に基準として策定はしたものの、配布している検討資料1をご覧くださいと現状が明らかになっている。先ほどの基準の説明のとおり、全ての補助金というわけではないが、チェック機能が今も働いていないのではないかと思う。先ほど結果を申し上げた4つマークがあるものが1事業、3つが5事業、2つが26事業あった。廃止基準について見直すのが一番ではあるが、全体的に自浄作用としてチェック機能を生かしていくべきではないかと思う。委員の皆さまには、この基準をたたき台として見直す方向でご意見を賜りたいと思っているし、標題を見ていく中で、まだこういう補助金が出ているのかというところもご指摘いただけたらと思っている。一部分かりにくい部分もあるかもしれない。いわゆる補助金の名称と実際にやっている事業の違いと言うか、言葉や実際のずれも生じていると思う。その辺りもお気づきの点があれば、ご指摘なりご意見なりを賜ればと思っている。また、足りない記載項目などお気づきの点があれば、ご指摘いただきたい。繰り返しになるが、そういう部分のチェック機能は働いていないというのが事務局の認識である。

(会長)

ありがとうございます。細かいことで恐縮であるが、補助金適正化チェックシートの記入例のところ、必要性から公平性まで書かれているのだが、この所管課としての考え方という、所管課はその補助金の所管課という意味か。

(事務局)

お見込みのとおり、その補助金を出している所管課としての考え方である。

(会長)

そうすると、この部分でずれがあるということも分かるということだろうか。

(事務局)

農林漁業関係や商工関係の補助金が非常に多い。1課で数個の補助事業であれば、それぞれの担当者が書くことになるが、担当者1人が幾つもの補助金を担当している場合、回答が比較的似通ったものになる可能性もある。回答内容も担当者による。書き方がおかしい担当者が4事業を持っていれば、塊でおかしいという場合もあるかもしれない。ただ形としては、課長宛に依

頼を出しているのです、課の判断であると考えている。

(委員)

よろしいか。見直し基準の廃止の⑤10年以上にわたり継続している団体育成補助の考え方であるが、たたき台のたたき台（検討資料1）の7、8ページを見てみると、番号で13から16番、社会福祉協議会は別として、消防団や民生委員という団体に対する補助、例えば消防団なんかを廃止すると大変である。そういう意味で平成17年から10年以上にわたっているから廃止というのは、考え方としてどうだろう。消防団は団体補助がなくてもやっていけるというわけではないだろう。

(事務局)

おっしゃるとおりである。その下段にある保護司会、人権相談員、更生保護女性会も市に必須のものである。それぞれ新しい委員もおられるので、団体の中で研修会を繰り返すことから、育成補助と言えば育成補助になる。10年経ったから補助金を廃止していいかという、当然そうはならない。したがって、この団体育成補助という考え方は切り離して考えていかなければならないと考えている。例えば市がどうしても必要という団体であれば、当然補助する。特定の団体だから補助基準が何でも認められるということではないが、条件を付した上で補助してはどうかと思う。団体育成で10年という縛りでやれば、どうしても該当するし、廃止してもよいかという、そうでもないというのが明確なので、その点は、まだ案もない状態ではあるが、記載方法に工夫が必要ではないかと考えている。

(委員)

ざっくばらんに質問してもよろしいか。このような審議会、補助金のことも初めてなので、いろいろ分からないこともあり、お伺いしたいことも多い。

これまでの判断基準の経緯などを伺っていると、市の全事業を対象に統一的な基準で一つひとつ詰めていくというのは、前回もそうされたと思うし、それを再度細かく統一基準で一つひとつ見ていくのは厳しい、難しいかなという感想を持った。この審議会の大きなミッションに関わることであるが、この見直し基準のそもそもの考え方をどう変えていくのかとか、そういう大きな方向性、例えば政治的であったり、何か偏った方向性であったり、そういうものを出す必要があつて、それを議論する場なのか、それとも細かい一つひとつの補助金をまず見ていかないといけないのか、その辺が理解できていない。

それに関連してもう一つ。少し色の付いた議論というか方向性を考えていくときに、原則として市のお金の使い方を考える際、チェック機能として議会があるだろう。この審議会の設置の背景として、前回の審議会では議会から

そろそろ何かやらないかという話があって、今回動くことになったという話があったと思うのだが、その議会の方でこういう大きな方向性の議論というのはあり得るのか、この審議会の関係性というのがあるのか、その辺りが分からないので質問した。

(事務局)

2点のご質問をいただいた。1点目の見直し基準の考え方については、前期の補助金審議会で起こったことであるが、団体運営補助について、廃止していいか縮小していいか委員では判断しきれないと。最終的に市はどう思っているのかというところに考えが戻ってきた。これまでもこの団体にはダメだとか、この団体には出してよいと、そういう歴史的背景もある。それらを十把一絡げというか、この見直し基準に合致するから廃止ということは難しいと思う。ただ内容についての考えとしては、先ほどの4項目にある、必要性、公益性、有効性、公平性、特に地方自治法では公益性¹が定められている。やはり必要があって求めていることから、その点で統一基準が所管課の考えとして必要だと。所管課で補助金要綱をつくる。それに基づき予算を要求して、議会で通れば執行するという形である。つまり限られた課の考え方で、予算が認められれば執行できたということである。当然所管課も出せるだけ出すということではなく、限られた予算の中で、これだけは必要だろうと苦心しながらつくっていると思う。ただ、温度差もあるし比率的なものもある。国県がどういう補助負担をしているかというものもあるので、一概には難しいかもしれない。現在考えているのは、見直し基準の4ページ、基本的な考え方(4)補助事業の情報公開と説明責任に「公平性、透明性、公益性の確保の観点から、補助事業の情報を広く市民に公開するとともに、事業の目的、内容、効果など積極的に説明する必要がある」とある。今は閉じられた空間、所管課が握っている内容をどんどん外に出し、こういう事業で補助が必要だから出している、その結果こういう成果が生まれているという内容を公表することにより、補助金が必要かどうかという議論が、この審議会だけでなく、例えば市民から声も上がるのではないかと。今は所管課が必要に応じて予算を上げる。申請してもらって成果があって良かったねという状態であったものを公開することにより、公平性や補助金を出す意義を発信する。そういう透明性を持つことにより、補助金を出していいのかわかるか判断できるのではないかと。この審議会で所管課が律すべき見直し基準をつくるのも一つ、それに加えて、補助金の出し方がおかしくないかと市民から声が上がってきてもいいのではないかと。当然補助金を出す所管課が、必要性があって補助したと

¹ 地方自治法第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

いう説明責任が付けばいいのではないかと考えている。

2点目について、議会のチェックであるが、実際今年から予算特別委員会を開いている。基本的に予算を執行する款と項²があり、執行科目である目節を含めたものが予算の範囲である。例えば民生費や農林水産業費という大きな括りが款になり、その中の社会福祉費、農業費というのが項となり、この款項が議会の議決の対象となっている。あくまでも総論であり、実際に補助金がどの辺に出ている、どれだけ支払うべきかという内容は伝わらないというか、大枠での総論として予算を執行してよいかどうか議決の対象となるので、チェック機能はそこまで働かないのではないかと考えている。

委員のご指摘のとおり、本審議会の議論は、大きなものから小さなものまで示している。今後の議論は大きな視点で見ていただくということは最初に申し上げたとおりであるが、考え方のものさしを当てるときに、先ほどピックアップした細かい事業も議論いただきたいところがある。議会においては、色が付いたというか、それぞれの議員の考え方であるとか地域性であるとか、立場によって発言が変わることもあると思うが、統一的なものがない。予算特別委員会も2年目となり、議会全員のいろいろな目で議論はできるようにはなったのだが、本来通したい予算の質問や説明の時間も制約される。この委員会の発足につながった前段にあったのが事務事業評価である。12月議会に必ず前年度の事務事業評価した内容を報告する。そこで意見もいただいているのだが、その繰り返しの中、議会側も第三者的な意見をいただきたいというのが本音ではないかと思う。予算編成のところにも出ている国、県の補助事業に関わっている義務的な補助金や団体補助については今後も考えていくのはもちろんのこと、特に市単独の事業予算で構成されている事業を中心に見直しを含め、進めたいと考えている。

(会長)

ただ今委員の質問に合わせ、見解もいただいた。これまでの議論というのは、どちらかと言うと現場で進められた補助金事業であり、現場の判断というのがある程度幅を持って認められて、補助金が執行されてきた。そうになると、私の考えも入ってくるのだが、現場中心となると、どうしても過保護事務的になってくるというか、一度出すとある程度継続するような方向、物理学で言うところの慣性の法則が働くようなところがある。その一方で、委員のご指摘でもあろうと思うのだが、現場ではなくもっと大きい、高いところから、そもそも補助金は何のために、何を狙って出していくのかという、伊

² 地方自治法第216条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

予市としての思い、言葉が適切かどうかは分からないが補助金理念のようなものが必要な気がする。その補助金理念が明確であるなら、それを一つの指針として、各部局で適切に判断基準を考えていくのが、現状より可能になるのではないかと思う。

したがって、本質的な部分というか、大所高所の部分からと現場からの部分、この両にらみによって、再チェックも含め、より良い補助金執行に向けて進めていく必要があると考えている。できれば各部局に補助金理念のようなもの、どういうものを目指して補助金の採否を検討しているのか回答いただき、持ち寄ってもらえば、伊予市の補助金がどういう方向に向かって理念として統一できるか考えられると思う。その辺りを追加で調査依頼できればと思う。

(委員)

よろしいか。見直し基準の見直しに関連するのだが、基準の6ページ、整理合理化の項目の③地域間における公平性が保たれないものは、整理し統一化を図るとある。広域合併以降に時代が経ってということもあるが、この辺をどう扱うか、中山とか双海とかいう名前が補助金名に入っているもの、すごくセンシティブな問題もあるのだから、平成18年度時点で一度整理し統一化を図って、伊予市に統一感をつくらないといけないという問題意識であったものが、10数年経っている。今回は少し踏み込むべきではないかなという意見というか感想を持った。その辺について事務局の考え方はいかがだろうか。

(事務局)

今ご提案いただいた件について、2つ考え方があろうと思う。1つはその地域に特化している団体、例えば林業で言えば、双海中山地区にはあるけれど、伊予地区にはない。その中で双海林業〇〇とか中山林業〇〇という名前でやっている事例もある。漁業であれば中山地域にはない。例えば中山林業〇〇とか双海漁業〇〇という補助金ではなく、伊予市林業補助金という補助金名にすれば解決するものもあろうと思う。もう1つは、例えば旧市町時代から綿々と補助しており、なかなかその補助の縛りが取れないもの、もう少し深掘りしてみないと判断はできないのだが、そういう補助金もある。例えば商業関係であれば、伊予地区は商工会議所が運営しており、中山地区双海地区は商工会がやっている。この商工会議所と商工会は制度の違いもあり、その点やむを得ないところもある。そういう例外を除いては、一定の文言の見直しも含め、検討する価値はあると思う。

(委員)

質問をよろしいか。今後の進め方の確認として、まず各課に調査を投げて

回答を待つ。基本的に見直し基準を変えていくということであるが、その各課からの回答を参考に、この会議の中で変えるなり何なりを検討していく。その見直したものを新たな基準として一度作ってみて、それを各事業に当てはめる作業をするというイメージでよろしいか。

(事務局)

お見込みのとおりである。これも現時点での案であるので、どういう形になるかは分からないものの、先ほどの見直し基準の線引きをした際、その調査で分かるのかどうか、補助団体に対する意見ややる気であるとか、そういう報告を出してもらうのであれば、申請書や実績報告書の具体例を見ていただきながら、恐らくこういう内容なのかということもあろうと思うのだが、次年度から申請書はこの様式に、特に市単独補助に関しては、市が独自にその補助基準を決めているので、市の意向やKPIとあって、その補助をもらうことによって、どこまで団体が頑張りますという目標設定であるとか、そういうものに補助することによって、今までできていたものプラス何かができるというのが本来の考えだと思う。そういうところが導き出せる仕掛けが可能であれば、次年度からそういう申請書や実績報告書の中に反映させる。そうすれば令和2年度にその補助申請に対する実績報告という実例が出るので、それが翌年に検証する一つの方向性となるのではないかと思う。従って、今年補助の見直しの線引きができ、その仕掛けが年度内にできるならば、次年度はそれに組み込む。そして翌年度に検証するという流れができるのではないかと思う。現在の案であり、今後の調査結果によっても方向性は変わってこようと思うものの、現時点ではそのような一案を考えている。

(委員)

今のことに関連するのだが、市の単独補助事業の場合、さまざまな補助事業があると思うのだが、申請書の統一はされていないのか。

(事務局)

恐らくされていない。

(委員)

例えば研究者であれば、文科省の科研費（科学研究費補助金）でもいろいろな国費があるけれど、そのフォーマットはほぼ統一されている。その辺りがぱっと思い浮かんだ。福祉や漁業、農林とさまざまな分野はあると思うのだが、申請書をある程度統一フォーマットにするということは可能だろうか。

(事務局)

今回の検討資料1の調査をした際も同じ意見が出た。表現ができないというお叱りも多々受けたのだが、それでも何らかのフォームで出さないと全体を通した表現ができないので、無理にでも書いてくださいと、一部はこのよ

うに書いてくださいということもあった。同じように申請書もそういうことは考えられるのだが、少なくともこの項目は入れてくださいということではできようかと思う。〇〇補助金様式のフォーマットがあって、具体的な補助金名を入れると全てが対応可能というのが望ましい形ではあるのだが、そこまでできるかどうかはまだ把握していない。

ただ、説明責任や公開を原則にすれば、一定の同じものさしで見せるという様式の統一は命題かなと思うので、それに向けて委員各位のご意見も賜った中で、目指すところがその方向に定まれば努力して目指していきたいと考えている。

(委員)

よろしいか。見直し基準の見直しの中で、時代認識というか、社会構造の変化みたいなものを少し入れていただいて、その結果こういう見直しをするという方向性の出し方を入れた方が良くかなと思う。今もそれが無いということではなく、市の総合計画との整合を図るものとする書かれているので、市の総合計画がベースになっているのは理解できるのだが、補助金の見直しをどういう基準で行ったかとなると、時代背景がこうであると、各課上げられた補助の良し悪しを言うと、無尽蔵に財源があれば当然やるべきことばかりだと思う。それを敢えて見直さなければならぬ状況になっているという危機感と、そのメリハリだろう。最近思っている事業では、たたき台の26番敬老会実施事業費補助金についてである。お年寄りを敬うというのは大事なことだと思うのだが、高齢化が進んでいる中で、敬老会でお年寄りを敬うという時代の人口の中に占める高齢者の割合から言うと、もう社会構造が全然変化していると思う。長寿命化が当たり前になっていて、75歳から出るのが、過去の価値とは変わってきているのではないか。お年寄りを粗末にするつもりはないものの、そこは見直さないといけないところではないか。そこを手厚くしていると、3万人が住み続けられる環境というのは作っていけないという考え方をしないといけないのではないかという気がする。何かそういう環境変化を認識し、市の総合計画との整合性を図る上で、取組の見直しをこういう方向性で考えましたというような基準が見直されていくのなら良いと思う。

(事務局)

今のような特にこの補助金はどうかというものは、どんどんご意見を賜ればと思っている。あと、審議会の進行を市長に説明したところ、市長から今年度の終わりで構わないから、議会に審議会の進捗状況を報告できないかと言われた。もちろん当初に説明したスケジュールで中間報告が取りまとめられればと考えていたので、大きく構える必要はないかもしれないのだが、

ご意見を集約した上で、3月くらいに報告ができればということも考えている。今ご指摘いただいたこの事業は、まさに政策といろいろと思いが絡み合った事業である。そういうところも是非ご指摘いただければありがたい。事務局としては重いのだが、そういう意見も上げていただきたいと思っている。忌憚のない意見をいただき、それらの意見を基準に反映したいという思いは変わらない。

(会長)

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしいか。ご意見も一通り出たと思うので、次の議事に移る。

(4) 次回の補助金等審議会日程

第3回の審議会は、11月13日（水）13:30～

第4回の審議会は、1月17日（金）13:30～と決定した。

(5) その他

(事務局)

委員の皆さまのご協力により、第3回及び第4回の日程を確認いただいた。この審議会終了後会場の確認を行い、次回開催場所を含め知らせる。

次回の審議会資料について、整い次第送付したいと思う。今回の資料についてお気付きの点やご意見があれば、次回の審議会あるいはメール等によりご指摘いただきたい。より良い制度が作れるよう、ご協力いただきたい。

(会長)

その他何もないようであれば、以上で議事を終了する。

3 閉会

(事務局)

以上をもって、第2回伊予市補助金等審議会の全ての予定を終了した。これにて閉会とする。